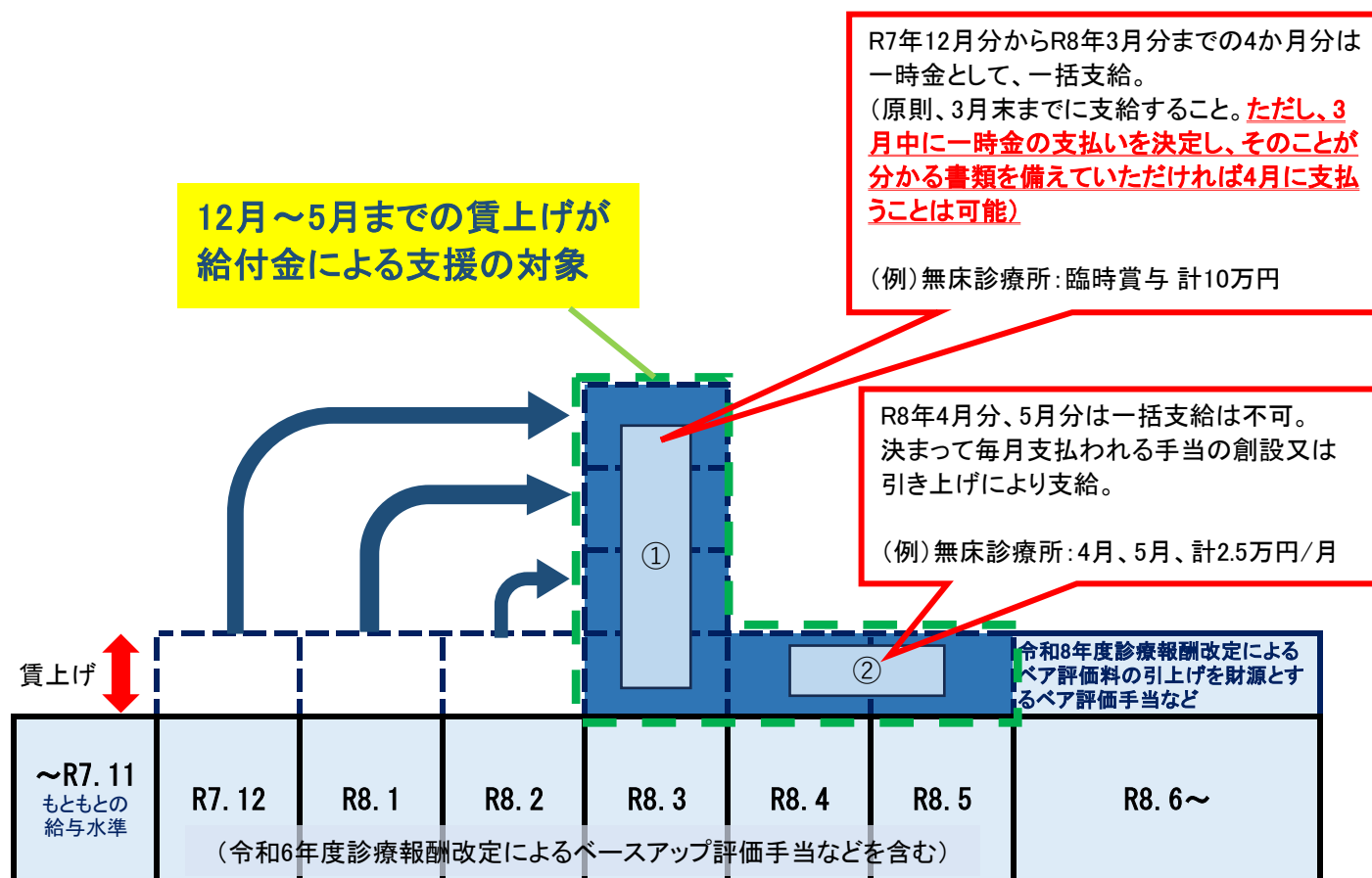


令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業における
「賃上げ支援事業」に対応する賃金改善の具体的方法について
おすすめの現実的な賃金改善の具体例

令和8年3月31日
日本医師会資料
奈良県医師会一部改変

無床診療所で、給付金15万円全額を賃上げに充てる例

- ① R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円／月として、2.5万円×4ヵ月＝10万円を一時金で3月中に支給。**ただし、Q&Aにより、3月分の支払が就業規則で翌月となっていれば、3月の給与と一緒に一時金を翌月支払うことや、就業規則がない場合や、就業規則があってもその改正が間に合わない場合、3月中に一時金の支払を決定し（そのことが分かる書類を備えていただく）、支払自体は間に合わないので、翌月に支払うことは可能。**法定福利費分16.5%を含めて10万円としてよい。一時金は、例えば「臨時賞与」「物価上昇手当」などの名目で一括で支給。
- ② 4月分、5月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円／月を、「決まって毎月支払われる手当」の創設又は引き上げにより支給。法定福利費分16.5%を含めて2.5万円／月としてよい。4月、5月分は一括支給は不可。
令和6年度診療報酬改定後に、「決まって毎月支払われる手当」として「ベースアップ評価料手当」などを創設して賃上げをされている場合は、当該「ベースアップ評価料手当」などを4月から引き上げることで対応。
賃金規程に、当該手当は診療報酬上のベースアップ評価料及び賃上げ支援に係る公的補助金をもとに支給するものであるため、制度が改廃された場合には見直しを行うことができる旨を規定する等の対応が1つの例として考えられます。
- 6月分以降は、令和8年度診療報酬改定による新たなベースアップ評価料を財源に上記の「ベースアップ評価手当」などを原則として維持又は拡大。
ただし、厚生労働省のQ&Aの通り、受診患者数等の影響によって、6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合は、本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。



厚生労働省Q&A（第1版）（令和8年2月）

23 実施要綱は「原則として、（中略）令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

（答）ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。